

令和7年度買取型交番、駐在所整備事業（第二次）

事業者審査基準

令和7年10月

警察共済組合北海道支部

【目次】

第 1	総則	1
第 2	選定方法・体制	1
1	選定方法	
2	選定体制	
3	選定手順	
第 3	審査の項目・基準・配点	2
1	参加資格審査	
2	第 1 段階審査	
3	第 2 段階審査	
第 4	選定事業者の決定	4

令和7年度買取型交番、駐在所整備事業（第二次） 事業者審査基準

第1 総則

本事業者審査基準（以下「審査基準」という。）は、警察共済組合北海道支部（以下「発注者」という。）が実施する令和7年度買取型交番、駐在所整備事業（第二次）（以下「事業」という。）において、契約の相手方となる事業者を適切に選定するための基準を示すものである。

第2 選定方法・体制

1 選定方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、交番及び駐在所（以下「交番等」という。）の建設に係る技術的内容、建設工期及び売買価格等を総合的に審査し、選定事業者を選定するものとする。

2 選定体制

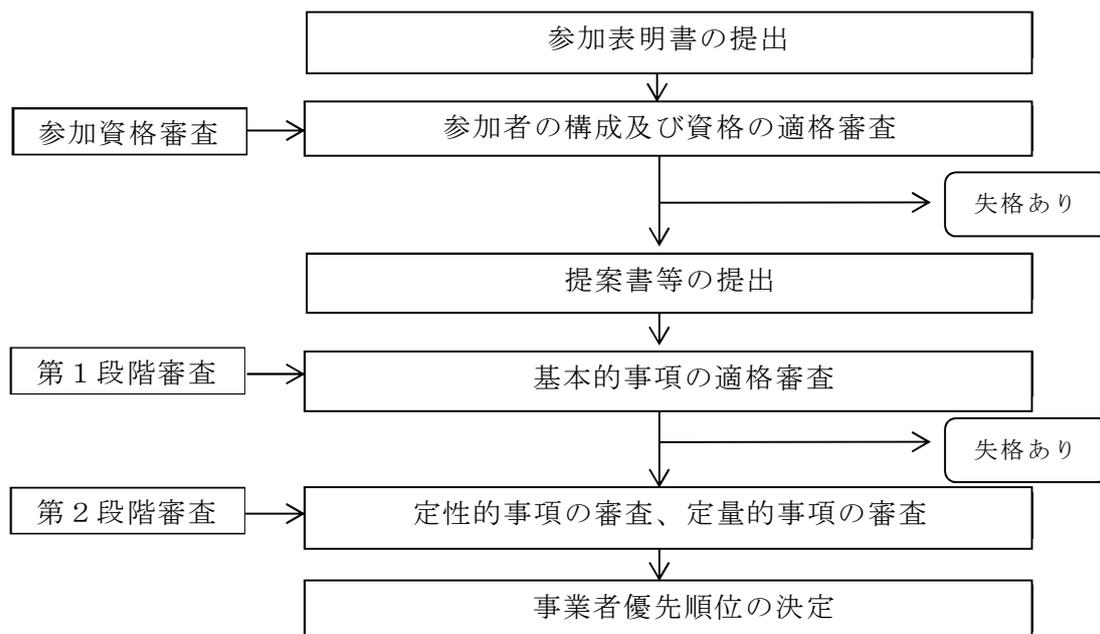
提案内容の審査にあたっては、本審査基準に関する審議、事業者から提出された提案書等の審査及び事業者の選定を行う、審査委員会において行うものとする。

3 選定手順

審査は、参加資格審査、第1段階審査、第2段階審査に分けて実施する。

参加資格審査及び第1段階審査は、発注者（事務局）が審査するものとし、第2段階審査は、審査委員会において審査する。

なお、参加資格審査又は第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は失格とする。



第3 審査の項目・基準・配点

1 参加資格審査

事業者募集要領（以下「要領」という。）第3の2に定める参加資格要件を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

2 第1段階審査

第1段階は次の項目を審査し、失格となった提案は第2段階審査を実施しない。

(1) 基本的事項の適格審査

次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

ア 要領に定める要求性能等を満足していること。

イ 建築基準法等関係法令の規定に関して、重大な不適合箇所がないこと。

ウ その他、事業の基本的な部分に関して、重大な不適切箇所がないこと。

(2) 建設工期の適格審査

建設工期が要領第1の7に定める最終的な引渡し期限を超えているときは失格とする。

(3) 売買価格の適格審査

提案売買価格が要領第2の3に定める上限額を超えているときは失格とする。

3 第2段階審査

第2段階では、以下に示す審査方法・項目・配点に基づき実施するものとし、審査委員の審査点の合計により審査する。

(1) 定性的事項 70点

(2) 定量的事項 30点

3-1 定性的事項の審査（70点）

定性的事項の審査は、表-1に示す審査区分を参考とし、表-2に示す審査項目に対する得点を決定する。

（表-1）審査区分と配点基準

区分	審査区分	配点基準（点）
A	提案書の記載内容が、審査基準と同等以上の提案と認められる	当該審査項目の配点×1.0
B	提案書の記載内容が、審査基準と同等水準の提案と認められる	当該審査項目の配点×0.5
C	提案書の記載内容が、審査基準を考慮していない提案と認められる	当該審査項目の配点×0

(表-2) 定性的事項に関する審査項目と配点

提案項目	審査項目		配点
事業の基本方針等に関する こと	事業の基本方針等に関する 提案	警察業務及び買取型一括発注方式を理解 した実施方針	2
		事業者の技術力、公共工事の実績、技術 者の資格及び体制	2
		プロジェクトチーム内の連携体制及び情 報伝達体制	2
	施工体制等、工事に伴 う配慮	安全対策への配慮	2
	工期短縮の工夫及び早期 引渡しに関する提案	建設工期短縮（設計期間を含む。）の工夫 及び棟ごとの早期引渡しをする計画	3
交番等の機能を踏まえた施 設整備に関する こと	配置計画、外観計画及 び外構計画などに 関する提案	配置計画	4
		外観計画	3
		外構対策	2
		防犯対策	2
		積雪対策	4
		周辺との調和	1
	平面計画及び内装計画 に関する提案	平面計画	1 1
		内装計画	6
		室内防犯対策	2
	電気設備計画に関する 提案	電気設備計画	2
	機械設備計画に関する 提案	機械設備計画	3
	省エネ及び地域貢献に 関する提案	環境負荷の低減	2
		省エネ性能	2
		維持管理低減の工夫	2
		道産材及び国産材の利用	4
地域経済への貢献		4	
総合評価	個々の評価項目では評価できない事業全体における優れた特徴		5
合 計			7 0

3-2 定量的事項の審査（30点）

定量的事項の審査は、基準配点を30点とし、以下により施設の建設工期及び売買価格に対する得点を決定する。

(表-3) 定量的事項に関する審査項目と配点

提案項目	審査項目	配点
建設工期	工期の短縮など施設の早期整備に対する提案	5
売買価格	廉価で要求水準を満たす売買価格	25
合 計		30

(1) 建設工期

ア 審査方法

建設工期が最も短いものを1位とし、その配点を5点（B1：満点）とした上で、2位以下の配点は、1位となった最短工期との比率（C1/D1）を考慮し、下記計算式により算出する。

イ 計算式

$$A1 = B1 \times (C1/D1)^2$$

A1：建設工期に対する得点（点：小数第3位以下は切り捨てる。）

B1：配点（1位の建設工期への配点＝5点）

C1：1位の建設工期（最短工期）（日）

D1：2位以下となる建設工期（日）

(2) 売買価格

ア 審査方法

提案売買価格が最も低いものを1位とし、その配点を25点（B2：満点）とした上で、2位以下の配点は、1位となった最低価格との比率（C2/D2）を考慮し、下記計算式により算出する。

イ 計算式

$$A2 = B2 \times (C2/D2)^2$$

A2：売買価格に対する得点（点：小数第3位以下は切り捨てる。）

B2：配点（1位の売買価格への配点＝25点）

C2：1位の売買価格（最低価格）（円）

D2：2位以下となる売買価格（円）

第4 選定事業者の決定

選定事業者及び次点事業者は、総得点60点以上の事業者のうち上位から順に決定する。

また、応募者が1者の場合であっても総得点60点以上であれば決定する。